

見る、と。道府に移行して遵循せしめ、並びに国王に咨して知会せよ。仍お撫都院の批示を候て。繳す、と。此れを奉ず。合に就ち移知すべし。照会、道に到らば、院批の事理に依るを請う。煩為わくは遵照して永く禁じて施行せんことを、等の因あり。護道に到る。此れを准く。此の為に由を備えて貴司に牒呈す。請煩わくは察照して代りて琉球国に咨し、知照して施行せしめんことを、等の因あり。司に到る。此れを准く。合に就ち移知すべし。此の為に由を備えて貴国に移咨す。事理に依るを請う。煩為わくは一体に知照して施行せんことを、等の縁由あり。国に到る。

切照するに、本国は海島に僻處するも貢典に欽遵し、虔誠もて款を納む。貴司より各憲に暨ぶまで柔遠の厚思を荷蒙するも、以て徳に報ゆる無し。恭しく微悃を表し聊か芹意を將む。茲に貴司の格外の施恩を蒙り、耳目官毛九経をして各衙門に原送れる銀、随封せる銀を將て総て是れ領回せしむ。赧愧して地無きも、復た移して永く禁革を行うを知照せしむ。此の為に理として合に由を備えて貴司に咨復すべし。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙五十二年（一七一三）十一月初九日

注（一）李（癸甲）の咨を蒙る。咨は〔〇六一八〕。引用は「護理」

から注（二）まで。注は同項を参照のこと。

（二）等の縁由あり。注（一）の咨の終り。
（三）各憲。糧駅道・海防庁をさす。

2-06-23

世曾孫尚敬の、赴京の使臣の接回のため都通事梁承寔等を遣わすむねの執照（一七二三、一一、九）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の官員を接回する事の為にす。

切照するに、康熙五十一年冬は応当に入貢すべきの期なり。特に耳目官毛九経・正議大夫蔡灼・都通事阮瓚等を遣わして、梢役を率領し、海船二隻に坐駕し、閩に來りて表章・方物を齎捧せしむ。已経に貴司に移咨し、起送して進京し聖禮を叩祝す。進京の官伴及び存留の官伴を除き、其の余の員役は仍お原船に坐し、本年九月内に于て方に国に回るを見る。但だ入觀の官伴及び存留の官伴は例として該に船を發して接回すべし。久しく閩の地に淹りて以て天朝の廩餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事梁承寔・使者毛慎思等を遣わし、水梢・人伴共に計八十員名を帶領し、海船一隻に坐駕して前來し、皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛九経と同一に一齊に国に回らしめんとす。

茲に所提の差去する員役は別に文憑無ければ、誠に所在の官軍

の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給發して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第九十六号半印勘合の執照を給して存留通事蔡文河等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便ただちに放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 梁承寔 人伴四名

使者二員 毛慎思 東国桂 人伴八名

存留通事一員 蔡文河 人伴六名

管船火長・直庫二名 鄭佑 長立功

水梢共に五十六名

右の執照は存留通事蔡文河等に付す。此れを准ず

康熙五十二年（一七一三）十一月初九日給す